

会 員 規 則

一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会

平成 26 年 10 月 2 日制定

令和元年 10 月 9 日改定

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会（以下「当法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条そして第 14 条の規定に基づき、会員の制度等について定める。

(会員の種別)

第 2 条 当法人の会員の種別は、定款第 5 条の規定に基づき次のとおり定める。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 特別会員
- (4) 外国人名誉会員
- (5) 外国人連絡会員
- (6) 賛助会員
- (7) 準会員

(資格要件)

第 3 条 当法人の会員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、当法人の目的に関連した診療、研究又は事業に従事している医師又は医学研究者であって、当法人の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 名誉会員は、当法人の理事長、会長、顧問又は永年にわたり役員を経験した 65 歳以上の者で、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、承認された者とする。
- (3) 特別会員は、当法人に多大の貢献をした 65 歳以上の者で、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、承認された者とする。
- (4) 外国人名誉会員は、当法人に多大の貢献をした 65 歳以上の外国籍者で、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、承認された者とする。
- (5) 外国人連絡会員は、当法人の発展に貢献する外国籍者で、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、承認された者とする。
- (6) 賛助会員は、当法人の事業を賛助する個人、任意団体又は法人とする。
- (7) 準会員は、医療又は介護に従事する医師以外の者であって、当法人の目的及び事業に協賛する者とする。

(入会手続)

第4条 前2条に定める各種別の会員の入会手続は、次のとおりとする。

(1) 当法人の正会員になろうとする者は、当該年度の年会費を添え、評議員、顧問、名誉会員いずれか1名の推薦を受け、理事会において別に定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(2) 当法人の賛助会員となろうとする者は、当該年度の年会費を添え、評議員、顧問、名誉会員いずれか1名の推薦を受け、理事会において別に定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(3) 当法人の準会員となろうとする者は、当該年度の年会費を添え、評議員、顧問、名誉会員いずれか1名の推薦を受け、理事会において別に定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(5) 理事会及び評議員会の決議を経て、理事長によって名誉会員に推挙された者は、本人の口頭又は書面による承諾をもって名誉会員になるものとする。

(6) 理事会及び評議員会の決議を経て、理事長によって特別会員に推挙された者は、本人の口頭又は書面による承諾をもって特別会員になるものとする。

(資格の取得)

第5条 前条第5号、第6号に定める名誉会員、特別会員を除き、前条の入会手続を経た者は、理事会の決議によって会員となる。

(退 会)

第6条 会員は、いつでも、退会することができる。ただし、理事会において別に定める退会届を提出するものとする。

(再入会)

第7条 会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、第4条の規定の適用を受け、新規入会手続を行わなければならない。

(通 知)

第8条 当法人へ入会した会員に対する入会通知は、本人に対して行う。

附 則

この規程は、決議の時から施行する

この規程は、評議員会の決議により改正することができる。